

創業支援融資

平成26年5月23日現在

商品名(愛称名)	創業支援融資「ゆめ起業」
目的	本商品は担保、第三者保証人に過度な依存をすることなく、起業家に対して円滑な資金供給をおこない、地域内における新事業の創出に寄与することを目的としております。
ご利用いただける方	当金庫の営業地区内において新規に事業を開設する予定の方、および創業3年以内の事業者の方で、事業について金庫が妥当と認めた先を対象としております。
お使いみち	運転資金または設備資金
ご融資限度額	1先につき100万円以上500万円までとし、利用単位は10万円となっています。
ご融資形式	証書貸付
ご返済方式	元金均等毎月返済。最終回増額返済はできません。
ご利用期間	据置期間を含み、7年以内
据置期間	最長1年以内
ご融資利率	新長期プライムレートを基準とした変動金利とし、融資期間ごと次の通りとなります。 (1)5年以内 新長期プライムレート(フラット) (2)5年超7年以内 新長期プライムレート+0.20%
優遇金利	適用条件①～③を満たす先については、金利を最大0.50%優遇します。 ①産業振興財団や商工会議所・商工会等が主催する「創業塾」等の起業家向けセミナーを受講し、創業者支援施策等によって創業計画を作成または創業準備をした場合には、▲0.30%優遇します。 ②商工会議所・商工会および法人会の会員は、▲0.20%優遇します。 ③法人インターネットバンキングに契約した場合には、▲0.20%優遇%します。
担保	原則、不要です。ただし、すでに根抵当権が設定してある先が本商品を利用する場合は、本商品がすでに設定された根抵当権の被担保債権の範囲に含まれます。
保証人	連帯保証人については経営者保証に関するガイドラインに則り、個別に検討させていただきます。
徴求書類	本商品の審査にあたっては次の書類を徴求させていただきます。 (1)創業計画書。名称や書式は問いませんが、少なくとも創業の動機および創業後3年間の損益計画が明示されていることが必要です。 (2)資格、許認可を要す業種を開業する場合は、その証明書。 (3)「起業家向けセミナー受講により創業計画を作成、創業準備をした」要件をもって、優遇金利の適用を受けようとする先は産業振興財団または商工会議所・商工会が発行したセミナー受講証明書等の写し。
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話:0120-812-504)にお申し出ください。 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です
その他の参考事項	(1)お申込に際しましては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によりましてはご希望に添えない場合もありますので、予めご了承下さい。 (2)金利、返済額の試算、説明書の入手については店頭または担当者へお申し付け下さい。

(1/1)

融-2